

第4章 将来像の実現に向けて

1. 将来像の実現に向けた方策

(1) 施策の設定

目指す将来像の実現に向けて、圏域の強みを活かし、課題を補い、変化に対応していく過程では、各市町がそれぞれに地域の実情に応じた取組みを推進するとともに、スケールメリットが見込まれるものや共通の課題解決につながるものについて、それぞれの知識や技術の共有といった方法も積極的に採用し、これまで以上の「緊密・綿密・緻密」な「新しい連携様式」のもとで取組みを進めていく必要があります。

こういった視点のもと、本ビジョンでは、第2章で掲げた第1期ビジョンにおける課題や圏域を取り巻く環境変化等をふまえながら、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の3分野において、13の施策方向性に基づき、具体的な取組として計39の連携事業を設定します。

特に、ウイズコロナ・アフターコロナをふまえては、各事業の特性に応じながら、積極的にオンラインでの手法等を導入するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新たに生じた課題やニーズに応える事業内容を盛り込むこととします。

(2) SDGsとの連動

平成27年に、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指し、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が、国連サミットで採択されました。

我が国においても、各主体において積極的な推進が求められるものであり、ま

た、国が設置したSDGs推進本部では、平成29年に取りまとめた「SDGsアクションプラン」の中で、「SDGsを原動力とした地方創生」を3本柱のひとつに掲げています。

これまで推進してきた、本圏域が福岡県南の中心地域として持続的に発展していくための様々な取組みには、SDGsの理念が包含されるものであり、今後も引き続き「住み続けたい、暮らしてみたい、訪れてみたい」圏域を目指すにあたって欠かせない視点であることから、SDGsが示す17の目標と連携事業との関連を明示し、推進していくこととします。



(参考) 17の目標一覧 (外務省「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」より)

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1[貧困]</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2[飢餓]</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3[保健]</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4[教育]</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5[ジェンダー]</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6[水・衛生]</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7[エネルギー]</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8[経済成長と雇用]</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9[インフラ、産業化、イノベーション]</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10[不平等]</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11[持続可能な都市]</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12[持続可能な消費と生産]</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13[気候変動]</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14[海洋資源]</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15[陸上資源]</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16[平和]</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17[実施手段]</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

(3) KPIの設定

本ビジョンに位置付けられた具体的取組みの成果を検証するため、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の各分野に関するKPI (Key Performance Indicator:重要業績評価指標) を設定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、以下の考え方にに基づき、基準値と令和7年度の目標値を設定することとします。

①目標年度となる令和7年度までには新型コロナウイルス感染症が収束していると仮定し、感染症の影響が現れる直前(年度の値の場合:平成30年度、暦年の値の場合:令和元年度)の実績を基準値とする。ただし、令和1~2年度実績により感染症の影響が少ないと思われる項目は、策定時点における直近の実績を基準値とする。

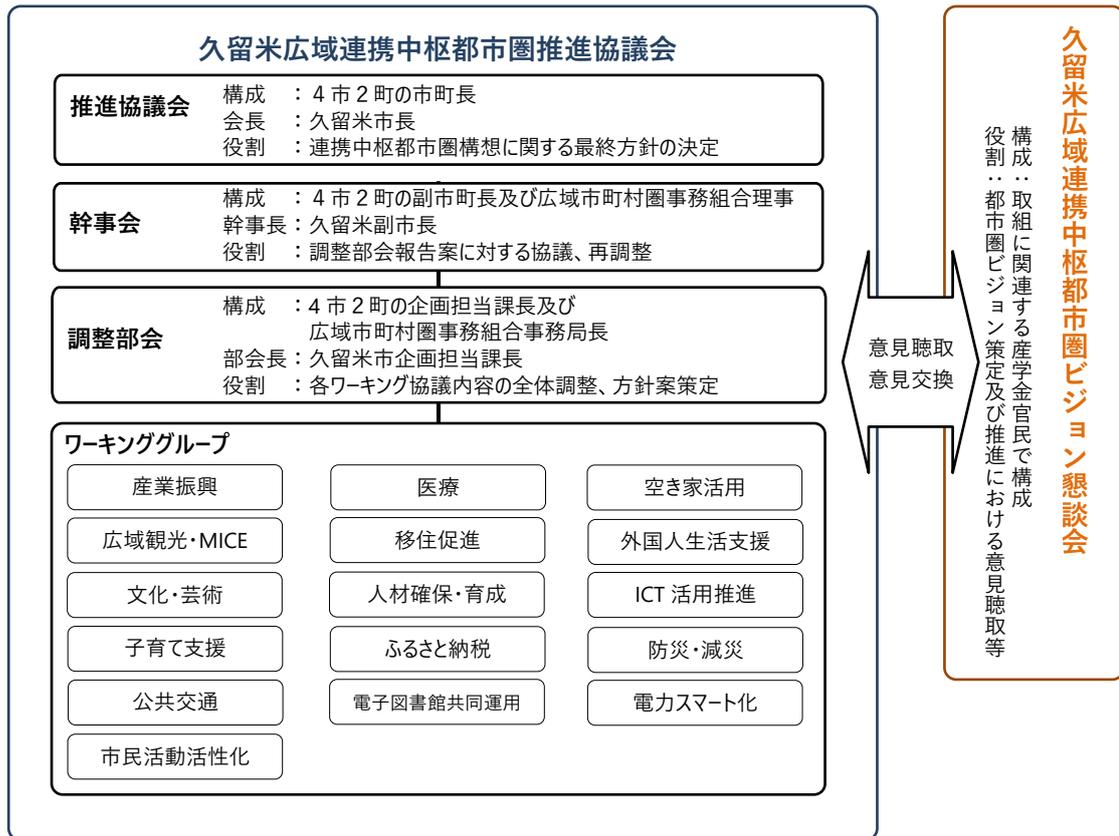
②累計で計測する項目及び前年度実績が影響する項目は、令和4年度までは一定の感染症の影響があると仮定し、令和1~2年度の影響を勘案して目標値を設定する。

※感染拡大のさらなる長期化等により、以上における条件に大きな変更が生じた場合には、各年度におけるビジョン改訂の際にKPIの見直しを行う。

(4) ビジョンの推進体制

ビジョンの推進にあたっては、圏域の4市2町で構成する「久留米広域連携中枢都市圏推進協議会」において協議・調整を行い、「久留米広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会」からの意見をふまえながら、圏域の目指すべき将来像の実現に向け、具体的取組を着実に実施していくものとします。

また、KPIの達成状況や各取組の進捗状況をふまえ進捗管理を行い、取組の内容については適宜見直しを行うこととします。



2. 事業体系

